南風原町まちづくり基本条例（仮称）を考える住民会議設置要綱

（設置）

第１条　南風原町まちづくり基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）の策定に関し、町民と行政がお互いの意見を交換し、必要な事項を検討することを目的として、南風原町まちづくり基本条例（仮称）を考える住民会議（以下「住民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　住民会議は、次に掲げる事項について調査、検討するほか、基本条例素案に対して、必要に応じ意見を述べることができる。

（１）　基本条例策定に係る資料、情報等の収集

（２）　基本条例策定に係る意見及び提言

（組織）

第３条　住民会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者から公募により選任された者により構成する。

（１）　町内に在住する者

（２）　町内に在勤する者

（３）　南風原町職員

（会長、副会長）

第４条　住民会議に会長、副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、住民会議を総括し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から町長に対し意見書を提出する日までとする。

（会議）

第６条　住民会議の会議は、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（謝礼）

第７条　委員への謝礼は、無償とする。

（事務局）

第８条　住民会議の事務局は、総務部企画財政課に置く。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会長が住民会議に諮り定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。